

令和2年7月17日

大学院保健学研究科

医学部保健学科

学生 各位

保健学研究科長・医学部保健学科長

安田 尚史

新型コロナウイルス感染症の拡大傾向に伴う首都圏への就職活動について

本学の活動制限レベルは、令和2年6月26日以来「レベル2」であり、現在も令和2年6月24日に通知しました「新型コロナウイルス感染症に対する保健学研究科・医学部保健学科の取扱いについて」（保健学研究科 HP 参照）を活動指針としていますが、7月から8月にかけて就職活動の目的で首都圏への移動を予定している学生が散見されます。そこで、以下に指針を追加制定します。

**【就職活動のため首都圏へ移動する学生について】**

訪問先に対面でない方法(遠隔等)で代替できないかを、必ず確認すること。

その上で、

1. 就職活動は不要不急ではないので指導教員もしくは学生・安全管理委員へ届け出た上で、移動は認めるが、移動先では「神戸大学活動制限指針レベル2」の「学外実習の指針」（保健学研究科 HP 参照）に準拠した行動をとること。（フェイスシールドやディスプレイ手袋は必ずしも必要としない）
2. 首都圏より神戸に戻ってから、1週間は自宅待機とする。この期間、不特定多数の他者と接触する可能性の高いアルバイトなどの活動は、自粛を要請する。
3. 首都圏滞在中、さらに1週間の自宅待機中は健康観察票を記録すること。
4. 体調不良が確認された場合には、指導教員、学生・安全管理委員、保健管理室への連絡を行い、指示を仰ぐこと。上記指針以外の行動が、就職活動上および学業上必要な場合は、指導教員もしくは学生・安全管理委員に相談すること。また、自宅待機期間中に必修の対面授業がある場合にも上記委員に相談すること。

※保健学科各専攻の学生・安全管理委員会委員

【看護】千葉・小寺・戸田・正垣

【検査】伊藤・三好

【理学】井澤・荒川

【作業】橋本・四本